

## 第 8 章

### 税と公共サービス

## (1) 暮らしの税金の控除

### ○所得税の障害者控除

内 容 納税者又はその同一生計配偶者や扶養親族に心身の障害がある場合は、次の額の控除を受けられます。

障 害 の 程 度	控 除 額
①身体障害者手帳3～6級をお持ちの方 ②療育手帳B、Cをお持ちの方 ③精神障害者保健福祉手帳2～3級をお持ちの方	所得金額から27万円が控除されます。
④身体障害者手帳1～2級をお持ちの方 ⑤療育手帳(A)、Aをお持ちの方 ⑥精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方	所得金額から40万円が控除されます。

同一生計配偶者・扶養親族の方が、特別障害者（上記④～⑥該当）であり、かつ、納税者と同居を常況としている場合は、所得金額から75万円が控除されます。

※ 上記①～⑥以外の方でも、障害者控除の対象となることがありますので、詳しくはお問い合わせください

問い合わせ 所沢税務署 電話（代表）04-2993-9111

（自動音声案内にて「1」を選択してください）

## ○住民税の障害者控除・非課税

内 容 納税者又はその同一生計配偶者や扶養親族に心身の障害がある場合は、次の額の控除を受けられます。

障 害 の 程 度	控 除 額
①身体障害者手帳3～6級をお持ちの方 ②療育手帳B、Cをお持ちの方 ③精神障害者保健福祉手帳2～3級をお持ちの方	障害者控除 所得金額から26万円 が控除されます。
④身体障害者手帳1～2級をお持ちの方 ⑤療育手帳(A)、Aをお持ちの方 ⑥精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方	特別障害者控除 所得金額から30万円 が控除されます。
※本人の所得金額が135万円以下であるときは、非課税となります。	

※ ①～⑥以外の方でも、障害者控除・非課税の対象となることがありますので、詳しくはお問い合わせください

問い合わせ 市民税課 電話 04-2953-1111 内線 1091・1094・1095

FAX 04-2953-8575

## (2) 自動車税等の減免

### ○自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割）の減免

内 容 障害の区分及び等級が表2に該当する方の通院、通学、通所又は生業のためにもっぱら使用される自動車については、自動車税（環境性能割・種別割）、**軽自動車税（環境性能割）**の減免制度があります。対象となる自動車は表1のとおりで、申請により障害者1人につき1台に限り減免されます。

対 象 次の要件をすべて満たす方

- ①埼玉県内に住民登録のある障害者のために使用すること
- ②埼玉県内のナンバーで正しく登録されている自動車であること
- ③納税義務者及び自動車検査証上の使用者が個人であること
- ④自動車検査証に「自家用」と表記されていること
- ⑤表1及び表2に該当していること

減免できる自動車（表1）

	自動車の所有者（納税義務者）	自動車の運転者
ア	障害者本人	障害者本人
		障害者と同一生計の方
イ	障害者と同一生計の方	障害者本人
		障害者と同一生計の方
ウ	障害者本人 （世帯に運転免許証をお持ちの家族等がない方）	常時介護者 （障害者のために常時運転する方）

減免の対象となる障害の区分及び級（表2）

手帳の種類及び障害の区分		減免の対象となる障害の級	
身体障害者手帳	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸	1級、3級	
	体幹	1級から3級、5級	
	聴覚	2級、3級	
	視覚	1級から3級、4級の1 (4級のうち視力の良いほうの眼の視力が0.08以上0.1以下のもの)	
	音声又は言語機能	3級（こう頭が摘出された場合に限ります。）	
	平衡機能	3級	
	上肢（じょうし）※主に手や腕	1級、2級	
	下肢（かし）※主に足	1級から6級まで	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	1級、2級
		移動	1級から6級まで
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓	1級から3級まで	
戦傷病者手帳		身体障害者手帳の減免の範囲に準じます。	
療育手帳		Ⓐ又はA	
精神障害者保健福祉手帳		1級かつ障害者自立支援法に規定する精神通院医療を受けている方	

※障害名が「半身不随」の場合や複数の障害がある場合は、障害の区分ごとの級（上肢○級、下肢○級など）を確認します

※障害者が施設等に入所している場合は、身体障害者手帳1～2級（戦傷病者手帳で準じる場合を含む）の方、療育手帳Ⓐ又はAの方、もしくは精神障害者保健福祉手帳1級で施設以外の病院等で精神通院医療を受けている方に限り対象となります

申請場所と申請期限

	4月1日時点で所有している自動車（軽自動車を除く）	年度途中で取得した自動車※2（軽自動車を含む）
申請場所	自動車税事務所・同支所 または県税事務所	自動車税事務所・同支所 （県税事務所では申請できません）
申請期限	納税通知書に記載された納期限※1	登録の日から30日以内※2 （1か月ではありません）

※1 納期限を過ぎても申請できますが、減免額は申請月の翌月からの月割額となります。

※2 申請期限を過ぎた場合、自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）は減免できません。自動車税（種別割）については、減免を受ける自動車が2台にならない限り、申請月の翌月分からの月割りの減免になります。

登録時に減免の対象となる税額がない場合は、「4月1日時点で所有している自動車（軽自動車を除く）」として翌年度に申請してください。また、軽自動車税種別割の減免は狭山市役所で翌年度に申請してください。

手続きに必要な書類

減免の対象となる障害の手帳（精神障害者福祉手帳で申請する場合は自立支援医療受給者証または通院医療を受けていることが確認できるものも併せて必要となります）、運転者の運転免許証、自動車検査証及び自動車税（種別割）の納税通知書（4月1日現在所有している自動車（軽自動車を除く）の場合）等です。また、障害者、納税義務者、運転者の住所が異なる場合は同一生計であることが確認できる書類が必要です。

手帳を交付申請中の方は、申請中であることが分かる書類をご持参いただくことで減免の仮申請ができます。

問い合わせ 埼玉県自動車税事務所 所沢支所 電話 04-2998-1321

FAX 04-2991-1009

埼玉県ホームページ「障害者のための自動車税等の減免」  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-2-6c.html>

○軽自動車税種別割の減免

内 容 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害の程度が一定以上の方のために専ら使用される軽自動車については、軽自動車税種別割の減免が受けられます（※1）。ただし、事業用のものは除きます。

要 件 (1) 専ら障害者の方の通院、通学、通所又は生業のために使用される次の表の要件を満たす軽自動車

所有（取得）者	運転者	状 況
障害者	障害者	障害者本人所有、本人運転
障害者	生計を一にする方	同一生計
生計を一にする方	生計を一にする方	
生計を一にする方	障害者	
障害者（障害者のみで構成される世帯に限る）	障害者を常時介護する方	常時介護（※2）

(2) 障害者用につくられた軽自動車

- ※1 軽自動車税種別割の減免を受けるためには毎年納付期限までに減免申請書を提出する必要があります。
- ※2 障害者を常時介護する方とは、減免の対象となる障害者のみで構成される世帯の障害者が所有する軽自動車を、継続して（少なくとも1年以上の間）日常的に（週3日程度以上）運転しているか、又は運転する見込みのある方です。

問い合わせ 市民税課 電話 04-2953-1111 内線 1096 FAX 04-2953-8575  
siminzei@city.sayama.saitama.jp

### (3) その他税金の控除等

#### ○個人事業税の非課税

内 容 両眼の視力が0.06以下の視力障害のある方が、あんま、マッサージ、又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を個人で営む場合は、事業税が非課税になります。

問い合わせ 所沢県税事務所 電話 04-2995-2136 FAX 04-2998-4408

#### ○ゴルフ場利用税の非課税

内 容 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方、原子爆弾被爆者の認定疾病に係る厚生労働大臣の認定を受けている方は、ゴルフ場利用税の非課税措置の対象となります。

ゴルフ場利用税の非課税措置の適用を受けるには、ゴルフ場の利用の際、ゴルフ場利用税非課税申出書を提出するとともに、身体障害者手帳、療育手帳などを提示し、本人確認を受けてください。

なお、年齢18歳未満の方、70歳以上の方は、障害の有無にかかわらず、非課税の対象となります。年齢による非課税措置については、運転免許証、旅券、マイナンバーカード等をゴルフ場に提示して、本人確認を受けてください。

いずれの場合も、利用の際に本人確認ができない場合は、非課税措置が受けられませんのでご注意ください。

問い合わせ 川越県税事務所 軽油引取税担当 電話 049-242-3464  
FAX 049-242-9624

※その他の税金についても、非課税となる場合や控除対象となる場合があります。詳しくは国税庁ホームページをご確認いただくか、所沢税務署へお問い合わせください

国税庁HP「障害者と税」

[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/03\\_2.htm](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/03_2.htm)

所沢税務署 電話(代表) 04-2993-9111 (自動音声案内にて「1」を選択してください)



## (4) 銀行預金等の優遇制度

### ○利子等の非課税

内 容 金融機関等へ非課税貯蓄申告書等を提出することにより、次に掲げる一定の預貯金の利子等にかかる所得税、県民税利子割りが非課税になります。

対 象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方、障害基礎年金等を受給している方、特別障害者手当等を受給している方

問い合わせ 各金融機関におたずねください。

### ○ニュー福祉定期貯金

内 容 1人当たり300万円を上限として、一般の1年定期貯金の金利にゆうちょ銀行所定の金利を上乗せした金利が適用されます。

対 象 障害基礎年金などの公的年金や手当等をお受け取りの方

※ 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を持っているだけでは、この商品をご利用いただけません

問い合わせ 市内の各郵便局の貯金窓口にお問い合わせください。

## (5) 公共交通機関の割引

### ○JR鉄道運賃の割引

内 容 身体障害者及び知的障害者の方は、JR線について次の割引が適用となります。なお、割引のお申し出の際は、各自治体で発行する障害者手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に、第1種又は第2種の記載のあるもの）が必要となります。

また、列車等をご利用の際にも必ず手帳をお持ちいただき、係員の請求がありましたらご提示ください。

対象	割引対象乗車券類	割引率	備考
第1種障害者とその介護者	普通乗車券 普通回数乗車券 普通急行券	50%	・私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 ・障害者1人について介護者1人をつけることができます。
第1種障害者とその介護者、又は12歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除きます)	50%	・回数券及び急行券はJR線区間単独の発売となります。
第1種、第2種障害者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	・片道の営業キロが100キロを超える場合(私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。)

※ JR線と私鉄線等の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲が予め決められています

※ 障害者と介護者がご利用になる場合は、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます

問い合わせ JRの各駅でおたずねいただくほか、ホームページでのご案内もあわせてご確認ください。

<https://www.jreast.co.jp/equipment/>

## ○西武鉄道の運賃の割引

内 容 身体障害者及び知的障害者の方は、西武線について次の割引が適用となります。なお、割引のお申し出の際は、各自治体で発行する身体障害者手帳及び療育手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に、第1種又は第2種の記載のあるもの）が必要となります。

対象	割引対象乗車券類	割引率	備考
第1種障害者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券	50%	・ 障害者1人について介護者を1人つけることができます。
第1種障害者とその介護者、又は12歳未満の第2種障害者とその介護者	定期乗車券 （小児定期乗車券を除きます）	50%	・ 障害者及び介護者に対して発売する乗車券は、乗車券の種類・乗車区間・有効期間が同一であり、かつ同時に購入しなければなりません。 ・ 乗車券の払い戻しは、障害者とその介護者に対する乗車券について、ともに行う場合に限り取り扱います。
第1種、第2種障害者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	・ JR線等の連絡社線にまたがって乗車する場合には、100kmを超えて乗車する場合に限り発売します。 ・ 西武線内相互発着となる場合は、50kmを超えて乗車する場合に限り発売します。

- ※ 障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合でも、介護者については通勤定期乗車券を発売します
- ※ 介護者が通学定期乗車券を使用する資格を有する場合でも、通学定期乗車券は発売しません
- ※ 障害者が幼児・乳児の場合、障害者については定期乗車券の購入を省略できます。介護者については、幼児・乳児が定期乗車券を購入しているものとみなして、割引の通勤定期乗車券を発売します
- ※ 西武線内に限って乗車する大人の障害者及び介護者は、自動券売機で小児用普通乗車券を購入することにより、これを割引の乗車券として代用することができます。この場合、改札口で入出場の際に手帳を呈示するものとし、介護者が同行する場合は同時に入出場しなければなりません
- ※ スマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロID」と「マイナポータル」を連携している場合は、ミライロIDの呈示をもって手帳の呈示に代えることができます。（手帳本通の携帯は必要です。）ただし、西武線内の駅を相互に発着する区間の回数乗車券および定期乗車券については、マイナポータルとの連携の有無にかかわらず、身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方が介護者同伴でご利用される

場合にミライロIDの呈示により購入できます

※ ICカード乗車券のご利用については、下記にお問い合わせください

問い合わせ 西武鉄道の各駅でお尋ねになるか、西武鉄道お客さまセンターへ  
電話 04-2996-2888

### ○JR又は西武鉄道以外の鉄道運賃の割引

内 容 JR又は西武鉄道以外の鉄道運賃についても、JR同様の割引を行っていますが、営業距離との関係で、その取り扱いが若干異なる部分があります。詳しくは直接、各私鉄の駅窓口にお問い合わせください。

問い合わせ 私鉄の駅窓口でおたずねください。

### ○国内航空運賃（正規航空運賃）の割引

内 容 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方とその介護者の方が航空機を利用する場合、運賃の割引を受けられる場合があります。

※ 正規航空運賃の割引については、他の割引航空運賃と重複して利用できません。したがって、場合によっては、正規航空運賃の割引よりも他の割引航空運賃のほうが安価となる場合があります。

問い合わせ 割引の範囲、割引率については各航空会社にお問い合わせください。

### ○バス運賃の割引

内 容 県内を発着するバスを利用する場合、運賃の5割が割引されます。なお、バスの通勤定期券につきましては各バス会社におたずねください。

（手帳の等級欄・旅客運賃減額欄に「○級・第1種」（東京都・埼玉県発行）、「○級・第2種・要介護」（埼玉県発行）の記載がある場合及び要介護の施設入所者（児）は付添の方も割引になります）

手帳の提示のみで割引が受けられます。ただし、施設入所者（児）として割引を受ける方は、施設長が発行するバス運賃割引証明書が必要です。

対 象 ①身体障害者手帳をお持ちの方 ②戦傷病者手帳をお持ちの方  
③療育手帳をお持ちの方 ④施設入所者（児）  
⑤精神障害者保健福祉手帳（写真付き）をお持ちの方

問い合わせ 各バス会社におたずねください。

### ○タクシー運賃の割引

内 容 身体障害者手帳若しくは療育手帳を提示することにより、割引が受けられます。割引率は10%です。

対 象 身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方

問い合わせ 各タクシー事業者におたずねください。

### ○有料道路の割引

内 容 料金を支払う際に、身体障害者手帳又は療育手帳を提示して、自動車登録番号等の確認を受けてください。又はE T Cの割引登録を事前に受けてください。

道路整備特別措置法に基づく有料道路で割引が受けられます。

割引率は50%です。

- 対 象
- ・全ての身体障害者が自ら運転する場合
  - ・重度の身体障害者又は重度の知的障害者を乗せて、介護者が運転する場合（重度の身体障害者とは、第1種身体障害者。重度の知的障害者とは、第1種知的障害者をいいます。）

手続きの際にご持参いただくもの

E T Cを利用しない場合

- ① 身体障害者手帳又は療育手帳
- ② 登録を希望される自動車の自動車検査証（車検証）
- ③ 運転免許証（障害者ご本人が運転される場合のみ）

E T Cを利用する場合

- ① 身体障害者手帳又は療育手帳
- ② 登録を希望される自動車の自動車検査証（車検証）
- ③ 運転免許証（障害者ご本人が運転される場合のみ）
- ④ E T Cカード（※原則として障害者本人名義のものに限ります。）
- ⑤ 登録を希望される自動車に取り付けられた車載器の「E T C車載器セットアップ申込書・証明書」

問い合わせ 市役所障がい者福祉課であらかじめ登録を受けてください。

障がい者福祉課 電話 04-2953-1111 内線 1591～1594

FAX 04-2952-0615

割引制度のご案内 有料道路E T C割引登録係（東日本高速道路株式会社）

電話 045-477-1233（受付時間 平日9時～17時）

## (6) 公共料金の割引

### ○NHK放送受信料の免除

内 容 市町村の福祉事務所などで証明を受けた免除申請書をNHKに提出していただいた月から、免除の事由が消滅した月まで免除となります。

以下の表は日本放送協会放送受信料免除基準をもとに作成しております。

免除の適用条件についての詳細は、日本放送協会放送受信料免除基準をご覧ください。NHKにお問い合わせください。

	全額免除 (障害者の方を 世帯構成員にする場合)	半額免除 (障害者の方が世帯主で 受信契約者の場合)
身体障害者	世帯構成員全員が市町村民税非課税	●視覚・聴覚障害者 ●重度(1級または2級)の身体障害者
知的障害者	世帯構成員全員が市町村民税非課税	●最重度(A)または重度Aの知的障害者
精神障害者	世帯構成員全員が市町村民税非課税	●重度(1級)の精神障害者

※日本放送協会放送受信料免除基準は、NHK公式ホームページの「受信料の窓口」でご覧いただけます。 [URL] <http://www.nhk.or.jp/>

問い合わせ NHKふれあいセンター ナビダイヤル 0570-077077

○NTT東日本ふれあい案内（無料番号案内）

内 容 104番を利用する際、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることにより無料となります。

対 象 ①身体障害者手帳をお持ちの方で、次のいずれかに該当する方

- ・ 視覚障害：1～6級
- ・ 肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）：1～2級
- ・ 聴覚障害：2～4級、6級
- ・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害：3～4級

②戦傷病者手帳をお持ちの方で、次のいずれかに該当する方

- ・ 視力の障害：特別項症～第6項症
- ・ 上肢の障害：特別項症～第2項症
- ・ 聴覚障害：第2項症、第4項症
- ・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害：第1～2項症、第4項症

③療育手帳をお持ちの方

④精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

問い合わせ NTT東日本ふれあい案内 電話 0120-104174

受付時間：午前9時～午後5時（月～金曜日）

※土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休業

○携帯電話料金の減免

内 容 携帯電話を利用する際の通話料や基本使用料の割引が受けられます。

対 象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方  
特定疾患医療受給者証または、特定疾患登録者証の交付を受けている方

問い合わせ 各携帯電話事業者におたずねください。